

春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の解体を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保するため、空き家を解体する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の空き家)

第2条 補助の対象となる空き家（次条において、「補助対象空き家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空き家（長屋（次項の区分所有長屋は除く。）又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないもの）で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
- (2) 建築後木造にあつては22年、非木造にあつては47年を経過した空き家であること。
- (3) 個人が所有する空き家であること。
- (4) 所有者以外の権利者が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意している空き家であること。
- (5) 空家法第14条第3項に規定する措置命令を受けていない空き家であること。

2 前項の規定にかかわらず、区分所有長屋（不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確であり、構造上同一棟となっている建築物（廊下及び階段等を共用しないで2戸以上の住宅が連続し、若しくは重なって

いるもの又はこれに類するものに限る。)をいう。以下同じ。)の空き住戸であつて、前項第1号中「空き家(長屋(次項の区分所有長屋は除く。)又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないもの)」を「空き家」に読み替えた場合に同項各号に掲げる要件を全て満たすものは、補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に解体が必要と認める空き家を補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 空き家の所有者(空き家が共有である場合は、当該空き家の解体について共有者全員の同意を得ている者に限る。)であること。

イ 当該空き家が存する土地の所有者(空き家の解体について空き家所有者の同意を得ている者に限る。)であること。

ウ ア又はイに規定する者の親族等で市長が認める者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

2 補助の対象となるべき建築物が区分所有長屋の空き住戸である場合にあつては、残置する建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことに同意を得るとともに、解体工事に伴う紛争(周辺環境への悪影響を含む。)が生じたときは、双方の所有者が責任を持って対処することを約した者に限り、補助対象者となることができる。

3 補助対象者は、空き家(区分所有長屋の空き住戸を含む。)1戸(共同住宅等

の場合は1棟)につき、1人とする。

4 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとする。

5 同一の補助対象空き家において、春日井市残置物撤去補助金交付要綱(令和4年4月1日施行)に規定する補助金と重複して交付を受けることができないものとする。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 解体業者に依頼して行う空き家並びに当該空き家に附属する工作物及び立木等の全部を解体する工事

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等を実施する工事

(3) 次のいずれにも該当しない工事

ア 他の制度等に基づく補助金等(春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金を除く。)の交付の対象となる工事

イ 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事

(4) 残置する建物を適切に修繕する等して安全を確保する工事(区分所有長屋の空き住戸に係る工事に限る。)

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が解体業者に支払った補助事業に係る費用(解体に伴い発生する廃材等の処分費用及び解体後の土地の整地費用も含む。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の額に3分の2を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、春日井市老朽空き家解体費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の使用状況報告書(第2号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式の2)
- (3) 空き家の登記事項証明書又は所有者及び建築年数が確認できる書類の写し(区分所有長屋の空き住戸の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。)
- (4) 空き家の位置図(付近見取り図)
- (5) 2方向からの空き家の外観写真(1方向は正面玄関を含むこと。)
- (6) 解体工事の見積書の写し
- (7) 予定解体業者の有する建設業の許可(土木、建築又は解体工事)の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (8) 空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類(必要な場合に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、春日井市老朽空き家解体費補助金交付決定通知書(第3号様式)又は春日井市老朽空き家解体費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第9条 市長は、申請者が前条に規定する補助金の交付決定前に補助事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止する場合は、速やかに春日井市老朽空き家解体費補助金交付申請取下げ申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに春日井市老朽空き家解体費補助金変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請には、第7条に規定する書類のうち、当該変更に関する書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行うときは、春日井市老朽空き家解体費補助金変更決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(地位の承継)

第12条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年

度の3月15日のいずれか早い日までに、春日井市老朽空き家解体費補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かるものに限る。）
- (3) 工事費等領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類
- (4) 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市老朽空き家解体費補助金確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 前条に規定する確定通知書を受けた申請者は、速やかに春日井市老朽空き家解体費補助金請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第13条に規定する期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者

に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定後においても適用する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

3 平成31年5月31日までの間、改正後の第7条、第1号様式及び第6号様式中「解体工事」とあるのは、「解体工事（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により営業を営むことができることとされた解体工事業に係るとび・土工工事業を含む。）」とする。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 改正後の春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定は、平成30年7月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

春日井市老朽空き家解体費補助金交付申請書

春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金申請額	金	円
--------	---	---

《空き家の概要》

所在地	春日井市
形態	一戸建て ・ 長屋 ・ 共同住宅
建築時期	年 月
構造	木造 ・ 非木造
延べ床面積	居住の用に供する部分 m^2 (建物全体) (m^2)
空き家期間	年 (> 1年)
空き家所有者	

《事業計画》

解体業者名	
補助対象経費 (税抜金額)	金 円
工事時期 (予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

空き家の使用状況報告書

補助金の交付を申請する空き家の使用状況は次のとおりで、当該空き家が1年以上使用されていないことを報告します。

- 1 空き家の所在地 春日井市
- 2 空き家の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	

空き家が1年以上使用されていないことの確認への同意

私は、上記空き家の水道使用量について、申請月から1年間分を市が調査・確認することに同意します。

（水道使用者）

住 所 _____

氏 名（自署） _____

年 月 日

（宛先）春日井市長

誓 約 書

私は、本申請をするに当たり、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱の規定を遵守します。

解体工事に伴う紛争（周辺環境への悪影響を含む。）が生じたときは、責任を持って対処します。

また、申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金を返還することに同意します。

1 私は、要綱第3条の補助対象者に該当します。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。

<空き家が共有である場合>

当該空き家の解体について、共有者全員の同意を得ています。

<空き家が存する土地所有者の場合>

当該空き家の解体について、空き家所有者全員の同意を得ています。

（空き家が区分所有長屋の場合）

2 私は、残置する建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことに同意を得ています。

また、解体工事に伴う紛争（周辺環境への悪影響を含む。）が生じたときは、双方の所有者で責任を持って対処します。

3 私は、残置する建物を適切に修繕する等して安全を確保します。

申請者 住 所
氏 名（自署）
電話番号

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市老朽空き家解体費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市老朽空き家解体費補助金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金の額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 条 件

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市老朽空き家解体費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市老朽空き家解体費補助金については、次の理由により不交付とします。

1 空き家の所在地 春日井市

2 理 由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市老朽空き家解体費補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金交付申請の取下げを申出します。

1 空き家の所在地 春日井市

取下げの理由	
--------	--

第 6 号様式 (第 11 条関係)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市老朽空き家解体費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、変更承認を申請します。

1 空き家の所在地 春日井市

変 更 の 理 由	
計画変更の内容	

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市老朽空き家解体費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました補助事業
に対する補助金の交付決定については、次のとおり変更します。

1 変更決定の額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 計画変更の内容

4 条 件

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市老朽空き家解体費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了したので、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

1 空き家の所在地 春日井市

《事業実績》

解体業者名	
補助対象経費 (税抜金額)	金 円
工事時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

解体工事が適正に行われたことの確認	
当該解体工事は、建設リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正な分別解体、再資源化、処分等を実施したことを証明します。	
解体業者名及び 代表者名	
解体業者住所	

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市老朽空き家解体費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました春日井市老朽空き家解体費補助金については、次のとおり確定します。

1 補助金の確定額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

第 10 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

請求者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市老朽空き家解体費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった春日井市老朽空き家解体費補助金について、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通 当座	口座番号	
		支店			ふりがな 口座名義人	